

第4章

施策の方向

- 基本目標Ⅰ 地球にやさしい暮らし方をめざすまち こだいら
- 基本目標Ⅱ 水と緑を守り自然と調和したまち こだいら
- 基本目標Ⅲ 安全で快適な環境を実現するまち こだいら
- 基本目標Ⅳ 健康で安心して暮らせるまち こだいら
- 基本目標Ⅴ みんなが環境について考え、行動するまち こだいら

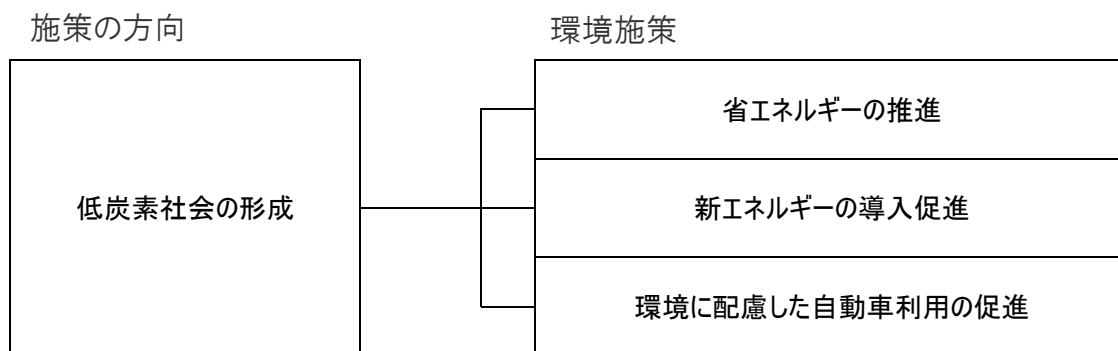
1 低炭素社会の形成

私たちの生活様式や事業活動の変化は、石炭や石油などの化石燃料の大量消費により二酸化炭素を含む温室効果ガス*を大量に排出し、人類の生存の基盤である地球環境にまで影響を及ぼしています。このため、国や東京都では、温室効果ガスの総排出量を削減し、地球温暖化*を防止するための対策の強化が図られています。

市においても、小平市地域エネルギービジョン*に基づき、平成 32 年度のエネルギー使用量及び二酸化炭素の排出量を、平成 17 年度比 25%削減することを目標に掲げ、低炭素社会*の形成に向けた取組を行っていますが、東日本大震災の影響による電力供給に起因するエネルギー問題などにより、エネルギーの使い方を見直し、節電に取り組むなどの省エネルギー型のライフスタイルに変えていくなど、今後、より一層の取組を推進していく必要があります。

特に、家庭や事業者などの民生部門における二酸化炭素排出量が市全体の6割以上を占めていることから、各家庭や事業所での省エネルギーの取組を更に進めるための支援や普及啓発、情報提供を促進するとともに、新エネルギー*の積極的な導入、環境に配慮した自動車利用や自動車の使用抑制の取組を促進するなど、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

また、市は、市内の一事業者として、第二次エコダイラ・オフィス計画*に基づき公共施設における新エネルギーの導入や省エネルギー対策を積極的に行うなど、率先して取り組んでいきます。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■省エネルギーの推進

環境施策の内容		担当課
環境家計簿*の普及を図るなど、家庭における省エネルギーの取組を促進		環境保全課
電気使用量の測定機器など省エネ機材等の情報提供		環境保全課
国や東京都などの省エネルギーに関する制度や体験ツール等の情報提供		環境保全課
省エネ相談会の実施や情報提供等、事業者の省エネルギーの取組を支援		環境保全課
公共施設における省エネルギー対策の推進	省エネ型機器等の導入及び適正な運用	施設担当課 たてもの整備課
	職員の省エネ行動の推進	環境保全課

■新エネルギーの導入促進

環境施策の内容		担当課
太陽光発電*設備などの新エネルギー*機器設置費用の助成の継続		環境保全課
公共施設への太陽光発電設備などの新エネルギー導入の推進		環境保全課・施設担当課 たてもの整備課
イベント等でのグリーン電力証書(太陽光や風力などにより発電した電力の環境付加価値を証書化したもの)の活用		環境保全課

■環境に配慮した自動車利用の促進

環境施策の内容		担当課
庁用車における低公害車*・低燃費車の導入促進		環境保全課 総務課
低公害車・低燃費車導入の普及・促進		環境保全課
アイドリングストップ等エコドライブの普及・啓発		環境保全課
市民、事業者への自動車使用抑制の啓発		環境保全課
ノーカーデーなどの実施による庁用車の使用抑制		環境保全課

市民の取組

暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安に設定し、冷暖房機器の不必要なつけっぱなしはしません

人のいない部屋の照明は、こまめに消灯します

照明を買い替えるときは、省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光灯、LED照明を選びます

電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力*を減らします

電気、ガス、石油機器などを買うときは、省エネルギータイプのものを選びます

緑のカーテンなど身近な緑を増やし、快適に過ごせる工夫をします

太陽光発電*や燃料電池*等、新エネルギー*利用を進めます

家を建てるときは、エネルギー効率を考慮した環境共生住宅*を選びます

車を買換えるときは、低公害車*や低燃費車を選びます

外出時には、なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用します

アイドリングストップ等のエコドライブを実行します

事業者の取組

暖房は 20℃、冷房は 28℃を目安に設定し、冷暖房機器の不必要なつけっぱなしはしません

昼休みや不要時の照明は、こまめに消灯します

照明を買い替えるときは、省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光灯、LED照明を選びます

太陽光発電や燃料電池等事業所内において新エネルギー利用を進めます

車を買換えるときは、低公害車や低燃費車を選びます

外出時には、なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用します

アイドリングストップ等のエコドライブを実行します

環境マネジメントシステム*の考え方や仕組みを取り入れます

事業活動における環境負荷の低減に取り組み、環境面から事業者の社会的責任(CSR)を果たします

民間団体の取組

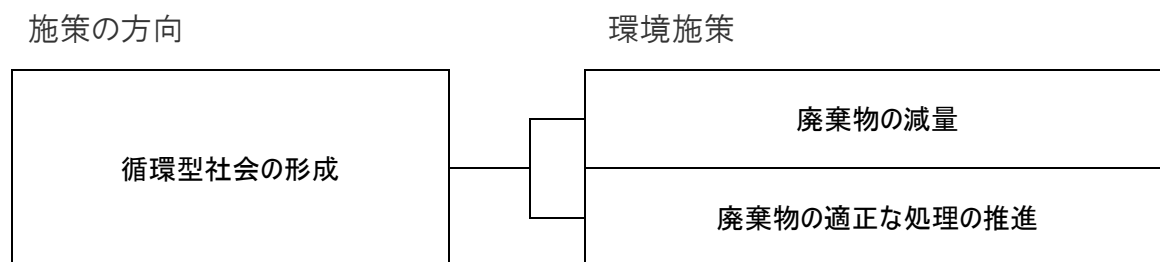
省エネルギー行動などの普及・啓発活動を積極的に行います

2 循環型社会の形成

廃棄物問題の深刻化は、豊かで便利な生活を実現するために、私たちが大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動を行ってきた結果によるものです。今後は、根本的な問題解決に向け、廃棄段階まで考慮した生産、消費スタイルの変革を行い、循環型社会*の形成に向けた取組が必要です。

市では、小平市ごみ処理基本計画*に基づき、ごみ問題の解決に向けた取組を推進していますが、今後は、廃棄物の発生を抑制することを第一に、再使用の促進、再生利用の推進を図るとともに、最終的にごみとして処理する場合の適正な処理システムを推進します。さらに、市民は排出者として、事業者は生産者及び排出者として主体的に取り組めるよう役割分担や連携を行います。

また、市民へのごみ減量に向けた情報の提供、事業所への指導を通し、未来につながる質の高い循環型社会の実現を目指します。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■ 廃棄物の減量

環境施策の内容		担当課
小平市ごみ処理基本計画*の推進		ごみ減量対策課
発生抑制の促進	家庭ごみの有料化導入の検討	ごみ減量対策課
	市報やホームページへの掲載やパンフレット作成等広報活動の強化	ごみ減量対策課
	説明会・イベントの開催による、廃棄物の発生抑制に関する理解の促進	ごみ減量対策課
再使用の促進	不用品交換、リサイクルショップ、レンタルサービス等民間ルートの情報提供	ごみ減量対策課
	図書館資料のリサイクル	図書館
再生利用の推進	集団回収の推進	ごみ減量対策課
	食物資源(生ごみ)の分別収集による資源化の推進	ごみ減量対策課
	生ごみ処理機で生成される食物資源一次処理物の資源化の推進	ごみ減量対策課 学務課 保育課
	食物資源(生ごみ)処理機購入費用の補助	ごみ減量対策課
	剪定枝の再利用・資源化の推進	ごみ減量対策課
	再生資源を利用した製品やエコマーク付の商品の利用等グリーン購入*の推進	環境保全課
	農地への食物資源(生ごみ)由来有機資材の利用促進	産業振興課 ごみ減量対策課

■ 廃棄物の適正な処理の推進

環境施策の内容		担当課
排出・収集運搬の適正化	分別の徹底など、適正排出指導の実施	ごみ減量対策課
	効率的な収集・運搬方法の検討	ごみ減量対策課
中間処理*の維持・向上	小平・村山・大和衛生組合による中間処理にともなう整備の研究・検討	ごみ減量対策課
最終処分の負担軽減	エコセメント(ごみの焼却灰を用いて造られたもの)事業の推進	ごみ減量対策課

市民の取組

ごみを出さない工夫をします

ごみの分別による資源化を徹底します

集団回収に参加し、地域の輪を大切にします

食物資源(生ごみ)処理機等を利用し、生ごみの堆肥化を進めます

買物の際にはマイバックなどを持参し、レジ袋を受け取らない、また過剰包装を断ります

長く使える商品を購入し、無駄なものは買わず必要なものだけを買うように心がけます

リサイクルショップの利用等、リサイクル活動や資源回収事業に協力します

ごみの不法投棄や野外焼却はしません

事業者の取組

「廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)」を遵守します

ごみを出さない工夫をします

ごみの分別による資源化を徹底します

食物資源(生ごみ)処理機等を利用し、生ごみの堆肥化を進めます

再生資源を利用した製品やエコマーク付の商品の利用等グリーン購入*に努めます

マイバック持参を呼びかけるとともに、過剰包装をしないようにします

耐久性のある製品、再生利用可能な製品の開発に努めます

製造工程での廃棄物の抑制に努めます

包装容器の回収と資源化に努めます

ごみの不法投棄や野外焼却はしません

民間団体の取組

3R(発生抑制、再使用、再生利用)の普及・啓発を行います

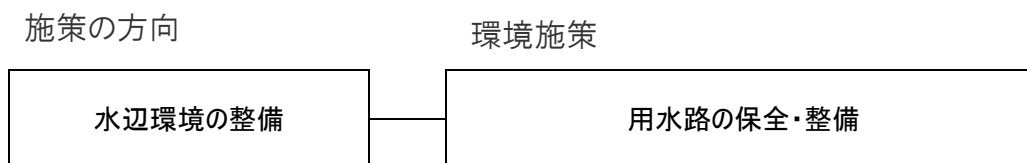
資源回収やリサイクル活動を推進します

1 水辺環境の整備

市内を流れる石神井川や歴史的な資産でもある玉川上水、野火止用水などの用水とその周辺を含む水辺は、動植物の大切な生息空間とともに、市内の水と緑のネットワーク*を形成する重要な環境資源であり、身近な自然として市民生活に潤いと安らぎを与えています。

また、用水路は、災害時の防火用水や生活用水としての活用など、防災面でも重要な役割を持っています。

環境意識調査においても評価の高い、「用水や緑などの自然の豊かさ」を次世代につなぐために、市では、小平市みどりの基本計画 2010 や小平市用水路活用計画*に基づき、水辺の保全を進めています。今後も、用水路の保全を始め、用水路を活用した水辺空間の整備や、現在水が流れていない用水路における流水の復活など、水辺環境の整備を行っていきます。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■用水路の保全・整備

環境施策の内容	担当課
用水路の水量確保に向けた取組の推進	水と緑と公園課
動植物の生息や景観に配慮した用水路の親水整備の推進	水と緑と公園課
占用の許可等、用水路の適正管理	水と緑と公園課
市民参加による用水路の清掃等保全活動の推進	水と緑と公園課

市民の取組

用水路の清掃に積極的に参加します

用水路の歴史や文化について学び、身近な水辺環境への理解を深めます

自然観察会に参加し、動植物が生息する水辺について学習します

事業者の取組

水辺環境に配慮した事業活動を心がけます

用水路の清掃に積極的に参加します

用水路の歴史や文化について学び、身近な水辺環境への理解を深めます

自然観察会に参加し、動植物が生息する水辺について学習します

民間団体の取組

水辺環境の保全に向けた市民・事業者への意識の啓発に努めます

水辺の美化活動に積極的に参加・協力・支援します

自然観察会に参加・協力・支援します

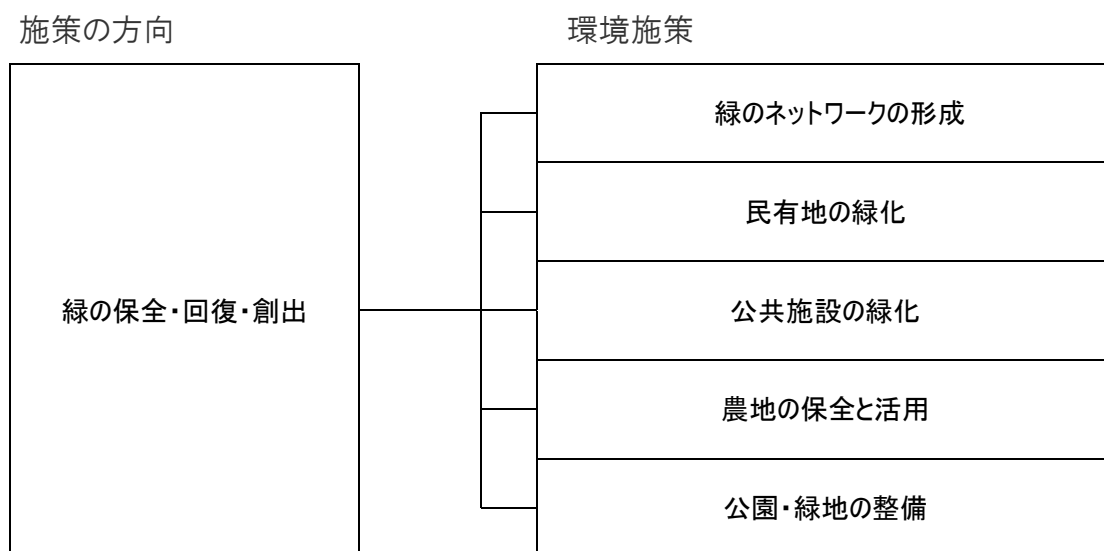
2 緑の保全・回復・創出

市には、玉川上水、野火止用水を始めとする用水路、青梅街道や東京街道沿いの短冊形の農地と屋敷林など多くのみどりが残されています。

小平市みどりの基本計画2010では、「みどり」を樹木などだけではなく、緑地空間や景観、歴史性など多くの価値を有するものと捉えたうえで、水と緑のネットワーク*の充実、みどりの保全・創出、市民との協働によるみどりのまちづくりに取り組むこととしています。

今後も、武蔵野の風情を伝える市内のみどりを大切にしながら、樹林などの緑地を計画的に確保する方策を検討するとともに、みどりの骨格である小平グリーンロード*の保全、民有地や公共施設の緑化、公園・緑地の整備、市民ボランティアとの協働による花いっぱい運動を推進するなど、市民生活に潤いと彩りをもたらすみどりを保全し、創出していきます。

また、農地は、安全・安心な食物の提供のみならず、都市空間の緑や防災空間としても重要な役割を担っています。さらに、輸送に係るエネルギーの低減という観点からも、地産地消*の推進や農業体験などを通して農業への理解を深めてもらうことで、多面的機能を持つ農地を将来にわたって保全していきます。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■緑のネットワークの形成

環境施策の内容		担当課
小平グリーンロードを南北につなぐ新たなみどりの骨格づくり		水と緑と公園課
小平グリーンロードのみどりの保全		水と緑と公園課
市民ボランティアによる花いっぱい運動の推進		水と緑と公園課
野草の保護・育成を通じて、野草ガイドとして活躍できる野草育成ボランティアの養成		産業振興課
生垣造成補助など緑化推進のための緑化基金*の活用		水と緑と公園課
樹林などの緑地の確保・保全	特別緑地保全地区*等の活用	水と緑と公園課
	保存樹林・保存竹林*制度の継続	水と緑と公園課

■民有地の緑化

環境施策の内容	担当課
オープンガーデンの推進	産業振興課
生垣造成の促進	水と緑と公園課
緑のカーテンなどの壁面緑化への支援	環境保全課

■公共施設の緑化

環境施策の内容	担当課
道路の緑化の推進	みちづくり課
屋上緑化などの推進	環境保全課 施設担当課 たてもの整備課

■農地の保全と活用

環境施策の内容		担当課
地産地消*の推進	地場農産物の販売形態の拡大	産業振興課
	学校給食への供給の拡大	産業振興課
環境保全型農業*の普及		産業振興課
ふれあい農業の推進	学童農園・農業体験農園*の充実	産業振興課
	援農ボランティアの育成支援	産業振興課
農地の保全と有効利用	低利用農地の活用	産業振興課
	生産緑地*地区の追加指定	まちづくり課

■公園・緑地の整備

環境施策の内容	担当課
公園のいきいきとした魅力を引き出すための身近な公園のリニューアル（公園いきいきリニューアル事業）の推進	水と緑と公園課
小平の原風景の要素を取り入れ、観光にも貢献する公園の再整備（小平ふるさと公園づくり事業）の推進	水と緑と公園課
都市計画公園等の整備促進	水と緑と公園課
公園・道路等ボランティア制度等の普及による公園等の維持管理の推進	水と緑と公園課 みちづくり課

市民の取組

小平グリーンロードのみどりを大切にします

オープンガーデンなど住宅周りの緑化や屋敷林の適切な管理など、緑をつなげる活動をします

緑のカーテンや生垣の造成を進めます

小平グリーンロードの野草を保護・育成する野草育成ボランティアとして活動します

小平産の新鮮で安全な農産物を積極的に購入し、地産地消*を推進します

家庭菜園に取り組み、地産地消を推進するとともに、食物を取り巻く環境について学びます

援農ボランティア、農業体験に参加し、都市農業への理解を深めます

市民参加型の公園づくりに参加します

公園や道路等の環境整備にボランティアとして参加します

樹林などの維持管理にボランティアとして参加します

緑を守り育てる活動などに参加します

事業者の取組

事業所内の植栽や、ビオトープ*の造成などに取り組みます

屋上緑化や壁面緑化を行います

有機肥料や環境に配慮した資材を利用し、環境保全型農業*に取り組みます

緑を守り育てる活動などに参加します

開発を行うときは、環境への影響に配慮します

給食、飲食店等で地場産農産物を積極的に利用し、地産地消を進めます

民間団体の取組

緑の保全や緑化活動に参加・協力します

身近な緑の保全や創出に関して市民及び事業者への普及・啓発に努めます

樹林や身近な公園などの維持管理に参加・協力します

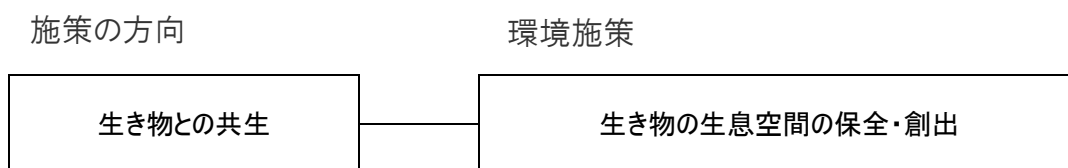
3 生き物との共生

小平のみどりは、人と自然の共生の中で、生き物の生息空間としての役割も果たしてきました。

しかしながら、都市化の進展とともに雑木林や農地が減少していくなど、郊外住宅都市としての性格が強まるにつれて、雑木林や用水路でかつて見られた武蔵野の動植物があまり見られなくなるなどの変化が現れ、生物多様性*の低下などが起こっています。また、かつて見られたものとは違う動植物が多くなるなど、武蔵野らしいみどりの質が失われつつあります。

小平のみどりは、原生的な自然のみどりとは異なり、長い年月にわたり人との関わりを保つ中で成立し、維持されてきたみどりであります。こうしたみどりは、原生的な自然のみどりとはまた違った豊かな生きものが見られるものであり、里山のみどりと同様に生物多様性が高いものです。

今後は、生き物の生息空間を保全・創出し、快適な市民生活と生物多様性の両立を目指します。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■ 生き物の生息空間の保全・創出

環境施策の内容	担当課
動植物の生態調査の実施	水と緑と公園課
生物多様性*についての情報提供や啓発	水と緑と公園課 環境保全課
ホタルの自然繁殖を目指した小平ホタルの育成と普及	水と緑と公園課
野鳥の来るまちづくりの支援	水と緑と公園課
動植物と共生するような、市民の身近なビオトープ*作りの支援	水と緑と公園課
自然観察会等イベントの開催	水と緑と公園課
動植物の生息環境、地域の植生に配慮した水路や公園の整備	水と緑と公園課
国や都と連携した自然環境情報の収集と情報の共有化	水と緑と公園課

市民の取組

自然観察会などのイベントに参加し、身近な生き物について学びます

自然の中に生息する生き物や庭先に来る生き物の存在に目を向けます

外来種*のペットを飼育する場合は、逃がしたり捨てたりしません

用水路や池などに外来種の魚を放流しないようにします

動植物の知識や生態系*について学習します

動植物の保全活動に参加します

事業者の取組

開発を行うときは、環境への影響を配慮し、必要な保護と回復措置を講じます

生態系への影響を緩和する工法や工事を心がけます

事業所内の植栽や、ビオトープの造成などに取り組みます

自然観察会の開催などに協力します

民間団体の取組

動植物の生態調査に参加・協力・支援します

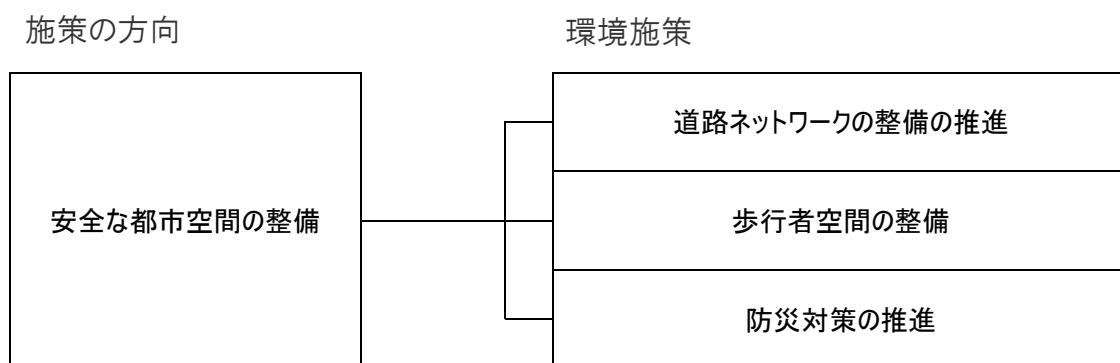
自然観察会や自然を利用した遊びなどを通じて、生き物との共生についての啓発活動に努めます

1 安全な都市空間の整備

市では、小平市都市計画マスタープラン*に基づき、安全な都市空間の整備に向けた取組を行っています。特に都市計画道路は都市の骨格であり、通過交通を円滑にし、また災害時における避難路、延焼遮断帯など重要な役割をもっていることから、東京都と調整し、計画的な整備を行っています。

また、市内の道路での歩行者の安全性を確保するための整備も行っていますが、市民への環境意識調査では、歩道の狭さや自転車走行の安全性に対する要望も多くありました。

今後は、市民が安心・安全に暮らせるよう、渋滞を緩和し、自動車交通の円滑化を目指した道路ネットワークの構築を図るとともに、安全で快適な歩行者空間の整備や自転車にやさしい環境の確保、浸水被害の軽減のための公共下水道雨水整備*を始めとする都市における防災対策の強化に取り組んでいきます。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■道路ネットワークの整備の推進

環境施策の内容	担当課
小平市都市計画マスタープラン*に基づいた市内の道路の整備	まちづくり課 みちづくり課

■歩行者空間の整備

環境施策の内容	担当課	
自転車専用レーンの設置及び拡大の検討	交通対策課	
安全な歩行者空間実現に向けた歩道の整備	みちづくり課	
自転車の運転マナー等の啓発	交通対策課	
放置自転車対策	自転車駐車場の整備	交通対策課
	放置自転車の撤去	交通対策課
	自転車利用者へ向けたマナー・モラルの啓発	交通対策課

■防災対策の推進

環境施策の内容	担当課
浸水被害軽減のための公共下水道雨水整備*の促進	下水道課
重要な下水道管きよの耐震化	下水道課
震災対策用井戸*の定期的な水質検査	防災安全課
災害時の避難路確保のためのブロック塀の撤去、生垣造成への補助	水と緑と公園課
都市計画公園等の整備促進(再掲)	水と緑と公園課

市民の取組

より良いまちづくりのために市にアイデアを提案します

自転車は決められた場所に駐車します

自転車に乗る時は交通ルールやマナーを守ります

災害時の避難路確保のために生垣造成を進めます

近所同士のコミュニケーションを図り、地域における防犯意識の高揚に努めます

事業者の取組

より良いまちづくりのために市にアイデアを提案します

自転車は決められた場所に駐車します

敷地内に車や自転車の駐車場を十分に確保し、道路上に迷惑駐車をさせないようにします

バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*の施設整備に努めます

災害時の避難路確保のために生垣造成を進めます

民間団体の取組

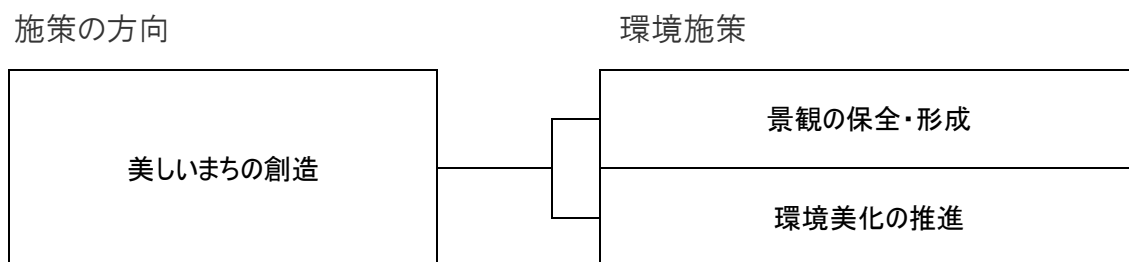
安心・安全なまちづくりのために広報活動や啓発活動などを実施します

2 美しいまちの創造

市の原風景である、玉川上水や野火止用水などの用水路、農地、屋敷林、武蔵野の面影を残す雑木林、街道沿いのけやきの並木等の自然や歴史的景観、農のある風景は、市の貴重な環境資源です。市の景観形成に当たっては、これらの環境資源を保全しながら、市街地と調和のとれた小平市らしい都市景観を創出していく必要があります。

市では、本計画や小平市都市計画マスタープラン*に基づき、それぞれの地域の歴史や文化に育まれた地域資源を生かした、特色ある景観形成に取り組んでいきます。

また、美しいまちなみを形成していくには、環境美化への配慮が必要です。環境美化を推進するため、ごみのポイ捨てや自転車の放置等をしないよう、マナー・モラル等の向上に取り組んでいくとともに、地域などでの自主的な取組が促進されるよう支援していきます。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■ 景観の保全・形成

環境施策の内容		担当課
良好な生活環境整備のため、地域の特性に応じた地区計画制度*の推進		まちづくり課
自然景観、歴史的・文化的遺産の保全	文化財の指定・保護・活用	生涯学習推進課
	文化財の適正管理	

■ 環境美化の推進

環境施策の内容		担当課
環境美化の普及・啓発	啓発看板の配布	環境保全課
	小・中学生を対象とした環境ポスターコンクールの実施	環境保全課
	市報等への掲載を通じた普及・啓発	環境保全課
迷惑喫煙防止等の対策の推進	喫煙マナーアップの推進	環境保全課
空き地・空き家の雑草等の適正管理への指導		環境保全課
自治会などによる自主的な清掃活動への支援		環境保全課
放置自転車対策(再掲)	自転車駐車場の整備	交通対策課
	放置自転車の撤去	交通対策課
	自転車利用者へ向けたマナー・モラルの啓発	交通対策課

市民の取組

家の新築や改修の際には、地域の景観に溶け込めるものにします

自宅や周辺の清掃や草取りを行います

歴史と文化を学び、次世代に継承していきます

地域の環境美化活動に参加します

犬のフンは持ち帰る、放し飼いをしない等ペットの飼育マナーを守ります

不法投棄はしません

歩きタバコはしません

空き缶やタバコのポイ捨てはしません

自転車は決められた場所に駐車します

事業者の取組

屋外広告物は周囲の環境景観に配慮したものにします

事業所の新築や改築の際には、地域の景観に溶け込めるものにします

照明による光害*が生じないよう努めます

商品や広告物の道路等へのはみ出しはしません

地域の環境美化活動や清掃活動に参加します

不法投棄はしません

自転車は決められた場所に駐車します

敷地内に十分な駐車場・駐輪場を確保し、道路上に迷惑駐車をさせないようにします

民間団体の取組

地域の環境美化や環境保全活動に参加・協力・支援します

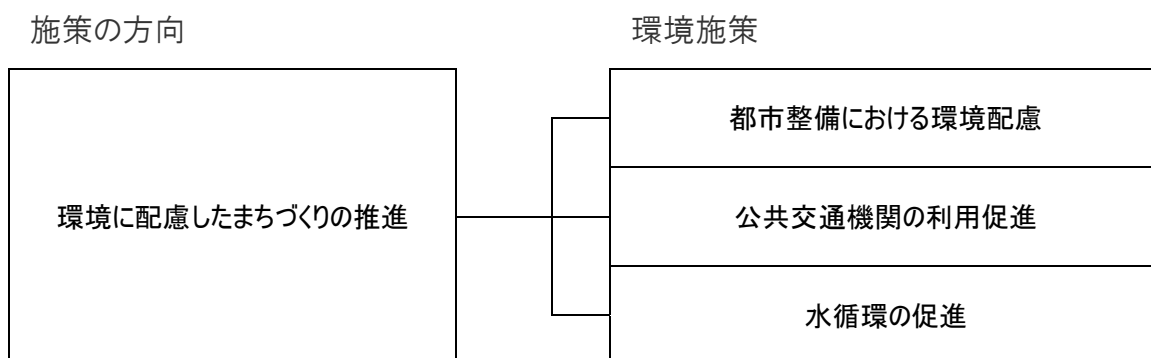
3 環境に配慮したまちづくりの推進

都市化の進展に伴う温室効果ガスの増加や水循環の悪化等は、地球温暖化*を始めとする地球規模での環境問題の大きな要因となっています。

市におけるまちづくりに当たっては、あらゆる場面において、常に環境への配慮を行うことが必要です。

公共施設の整備では、環境配慮型の工事*、環境配慮型建材*及び再生材料の使用、建設廃棄物の削減及び建設廃材の再資源化を行うほか、雨水利用などにより水循環の促進を図ります。

また、大気汚染などの公害*対策はもちろん、地球温暖化対策の観点からも、自動車の排気ガスを削減するため、市民・事業者の移動における公共交通機関や自転車等の利用を推進します。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■都市整備における環境配慮

環境施策の内容		担当課
合流式下水道*の改善		下水道課
道路整備における歩道の透水性舗装*の採用		まちづくり課 みちづくり課
環境に配慮した公共施設の整備	雨水浸透施設*等の設置推進	たてもの整備課 施設担当課
	環境配慮型工事の実施	みちづくり課 施設担当課 たてもの整備課
	環境配慮型建材*及び再生材料の使用促進	みちづくり課 下水道課 施設担当課 たてもの整備課

■公共交通機関の利用促進

環境施策の内容	担当課
公共交通機関や自転車の利用促進	環境保全課
コミュニティバス・コミュニティタクシーの利用促進	都市開発部(公共交通)

■水循環の促進

環境施策の内容		担当課
雨水浸透ます等雨水浸透施設設置に対する助成		水と緑と公園課
雨水利用の促進	雨水利用の普及啓発	環境保全課
	公共施設への導入	施設担当課 たてもの整備課
道路整備における透水性舗装の採用(再掲)		まちづくり課 みちづくり課

市民の取組

外出時には、なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用します

雨水浸透ますや雨水タンクなどを設置し、水循環の促進を図ります

事業者の取組

公共交通機関や自転車を積極的に利用し、ノーカーデーを推進します

敷地や駐車場にはできるだけ緑や土を残し、雨水を地下に浸透させます

民間団体の取組

公共交通機関や自転車の利用について、市民及び事業者への意識の啓発に努めます

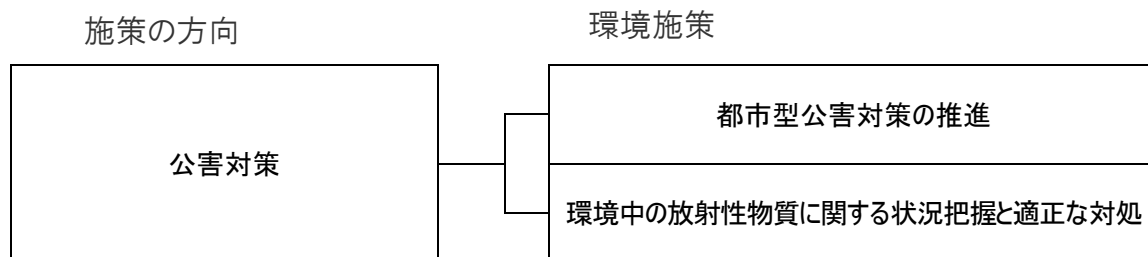
1 公害対策

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害*については、市はこれまでも国や東京都と連携し調査・指導・対策を行ってきており改善している状況にありますが、光化学オキシダントや騒音・振動などでは、一部では環境基準を超過する状況も見られます。

今後は、引き続き調査等による監視を行い、発生源に対する規制の遵守・指導・意識啓発を行っていくとともに、自動車の排気ガス等に起因する大気汚染等は、地球温暖化*問題の要因にもなっていることから、環境に配慮した運転の推進や自動車使用の抑制に向けた取組を行っていきます。

さらに、近年、光害*や低周波、電磁波など、人体への影響が懸念されている分野についても、実態の把握や情報収集・提供を行っていきます。

また、東日本大震災の影響による原子力発電所の事故に伴う放射性物質*による環境の汚染の状況について、適正な監視及び測定を行います。特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境を保持するため、通常より高い放射線量を確認した場合は除染を行うなど、放射線量に応じたよりきめ細かい措置を実施します。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■都市型公害対策の推進

環境施策の内容		担当課
大気や水質などの環境調査、監視・指導	大気、重油、騒音・振動、水質、臭気、航空機騒音等の調査	環境保全課
	法令などに基づく規制・基準の遵守についての指導	環境保全課
自動車使用に伴う大気汚染、騒音等の対策	低公害車*・低燃費車導入の普及・促進	環境保全課
	アイドリングストップ等エコドライブの普及・啓発	環境保全課
	市民、事業者への自動車使用抑制の啓発	環境保全課
光害*、低周波、電磁波などに関する実態把握		環境保全課

■環境中の放射性物質に関する状況把握と適正な対処

環境施策の内容	担当課
環境中の放射性物質*に関する状況把握と適正な対処	環境保全課

市民の取組

野外焼却はしません

食べかすや廃油を排水口に流さないようにします

徒歩や自転車、バス、電車等の公共交通機関を利用するようにします

アイドリングストップ等のエコドライブを実行します

事業者の取組

法令などに基づく規制・基準等を遵守します

従業員の通勤には公共交通機関等の積極的な利用を推進します

一定距離の範囲内はマイカー通勤を制限することを推奨します

車を買換えるときは、低公害車や低燃費車を選びます

アイドリングストップ等のエコドライブを実行します

効率の良い貨物輸送に努めます

廃棄物処理法に適合しない焼却炉を使用した野外焼却はしません

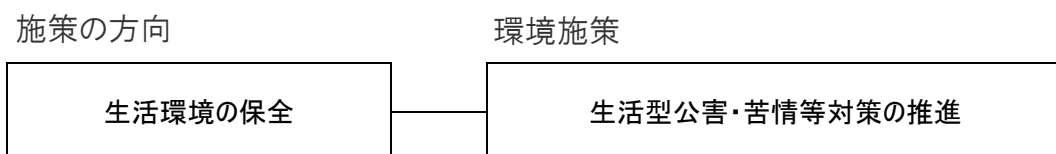
2 生活環境の保全

市民から寄せられる公害*苦情は、ばい煙、悪臭、騒音が主なものですが、発生源は工場に限らず一般家庭の場合が多い状況にあります。

このため、生活公害に係る対策に当たり、地域コミュニティの一員として、行政は環境の保全に関する施策を推進し、事業所や市民は、周辺環境への配慮や意識の向上を通じて、それぞれの主体が良好な生活環境の形成に向けて取り組んでいく必要があります。

また、環境整備関係の苦情や相談では、ハチに関するものが多く、その他カラスや猫に関する苦情が増加傾向にあります。

これらの発生時における速やかな対応を行っていくとともに、犬や猫などの動物の適正飼養の啓発を図り、マナーやモラルの低下に起因する生活環境の悪化を改善するよう、取組を行っていきます。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■生活型公害・苦情等対策の推進

環境施策の内容		担当課
生活型公害等の対策の推進	生活騒音や悪臭などの生活公害等の相談の充実	環境保全課
	衛生害虫等の相談の充実	環境保全課
	公共下水道*への接続を促進	下水道課
動物の適正飼養(動物愛護)の普及啓発	飼育マナーや遺棄防止等の普及啓発	環境保全課
	ペット情報登録制度(犬猫などのペットを手放そうとしている人と新たにペットの飼育を希望する人の橋渡しの制度)の推進	環境保全課

市民の取組

ペットの鳴き声や洗濯機、エアコンの室外機の音等、近所の迷惑にならないように生活騒音に気を配ります

公共下水道へ接続するため、トイレの水洗化を行います

害虫などの駆除に当たっては、適切な行動が取れるよう、情報を収集します

責任を持って動物を飼います

事業者の取組

法令などに基づく規制・基準を遵守します

低騒音・低振動型機械を導入するように努めます

緑地などの緩衝空間の確保などにより、騒音の防止に努めます

害虫などの駆除に当たっては、適切な行動が取れるよう、情報を収集します

民間団体の取組

良好な生活環境づくりに向けた、地域の活動を推進します

3 化学物質対策

私たちの生活の中には多様な化学物質が使用されており、人の生活や社会にとって必要とされる一方、ダイオキシン類など、製造や焼却などの過程で生成される有害化学物質*もあります。

市では、東京都環境確保条例に基づき、化学物質適正管理制度を実施しています。

化学物質の中には、低濃度であっても長期間にわたる摂取により、私たちの健康や生態系*に影響を及ぼすおそれのあるものもあり、今後とも、化学物質関連の情報の収集及び情報提供を行うとともに、東京都と連携しながら、化学物質による環境リスクを低減するための取組を推進していきます。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■化学物質対策の推進

環境施策の内容	担当課
法令等に基づいた化学物質の適正管理の周知徹底	環境保全課
有害化学物質*の環境リスクに関する情報の収集及び提供	環境保全課
法令等に基づいた土壌汚染対策の指導・助言	環境保全課

市民の取組

化学物質に関する情報を収集します

有害性のある有機溶剤などを使用した製品は購入しないようにします

野外焼却はしません

事業者の取組

法令等に基づく規制・基準等を遵守します

建物の解体等に当たって、アスベスト*飛散防止策を徹底します

有害物質等による土壌汚染を起こさないよう適正に管理します

化学物質を適正に管理します

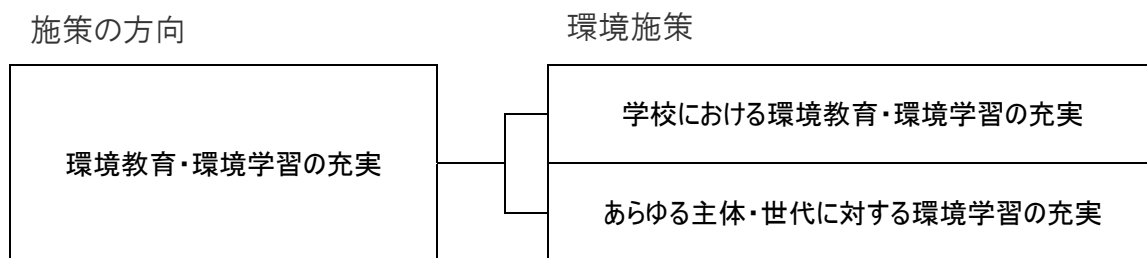
民間団体の取組

有害化学物質に関する情報を収集します

1 環境教育・環境学習の充実

様々な環境問題の解決には、市民一人ひとりが環境の保全に向けて取り組むことが大切です。そのためには、私たちを取り巻く環境問題に対して正しい認識と知識を持ち、市民一人ひとりが環境にやさしい行動がとれるよう、環境に配慮する心を育てることが必要です。

今後も次代を担う子どもたちが環境の保全や創造に向けた行動が実践できるよう、学校等を通じた環境教育や環境学習を始め、市民や事業者が参加できる環境学習の機会等の充実を図り、子どもたちはもとより、市民・事業者の環境問題に対する正しい認識と知識の向上に向けた取組や、人材の育成を行います。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■学校における環境教育・環境学習の充実

環境施策の内容		担当課
環境教育の充実		指導課
環境学習の充実	民間団体等との連携による実施	環境保全課
	出前講座の実施	ごみ減量対策課
	学校に設置した新エネルギー* 機器等を利用した意識啓発	指導課 教育庶務課

■あらゆる主体・世代に対する環境学習の充実

環境施策の内容		担当課
ふれあい下水道館を活用した環境学習の充実		下水道課
小平・村山・大和衛生組合などの施設を活用した環境学習の充実		ごみ減量対策課
民間団体との連携による環境学習の推進		環境保全課
市民や事業者向け環境講座等の開催		環境保全課 公民館
体験型環境学習の充実	小学生による環境調査の実施	環境保全課
	リサイクルセンターの作業体験	ごみ減量対策課
環境学習リーダーなどの人材の育成		環境保全課
市民や事業者等の自主的な環境学習活動の支援		環境保全課
東京都や民間団体が実施する環境活動への参加の促進		環境保全課

市民の取組

学校や家庭で環境問題について話し合います

環境に関する講座や勉強会、イベントに積極的に参加します

環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます

事業者の取組

従業員への環境教育や、環境学習の機会を提供します

環境学習で得た環境保全に対する意識を実践します

環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます

民間団体の取組

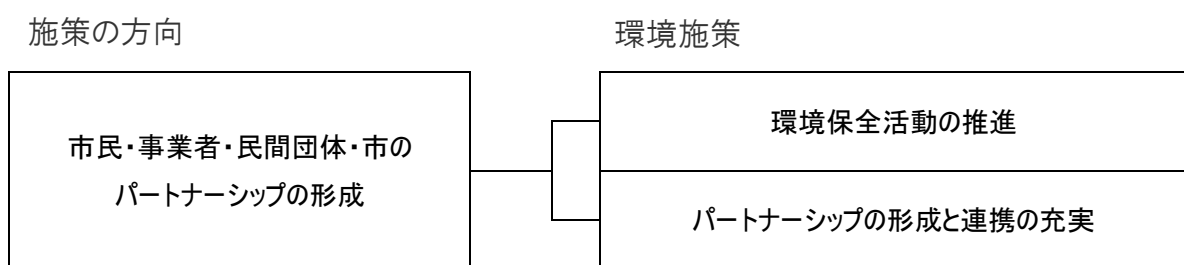
環境学習活動等の企画・運営を行うとともに、市等が開催する環境学習に関する活動に協力・支援します

市民、事業者が環境保全のための取組に自主的に参加できる機会を提供します

2 市民・事業者・民間団体・市のパートナーシップの形成

複雑化、多様化する環境問題の解決に当たっては、すべての人々が自らの環境保全に対する責務を認識し、自主的に環境保全活動に取り組む必要があります。市民一人ひとりの活動を地域や民間団体の活動へ広げ、また、民間団体の活動を地域や市民へ広げるなど、それぞれが連携することでより大きな力となり、活動の効果を大きく実らせることができます。

今後も、市民、事業者、民間団体、市がパートナーシップを形成し、それぞれの役割分担のなかで環境保全活動を充実させる取組を展開します。



環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■環境保全活動の推進

環境施策の内容	担当課
民間団体との連携による市民版環境配慮指針*の普及・啓発	環境保全課
市民版環境配慮指針の見直し	環境保全課
民間団体などの環境保全活動を発表する機会の提供	環境保全課
市民や団体などによる自主的な活動の支援・育成	環境保全課
公園・道路等ボランティア制度等の普及(再掲)	水と緑と公園課 みちづくり課

■パートナーシップの形成と連携の充実

環境施策の内容	担当課
東京都市公害事務連絡協議会を中心とした広域的な連携・協力	環境保全課
廃棄物減量等推進員制度*の推進	ごみ減量対策課
ごみ減量推進実行委員会等との連携によるイベント等を通じた普及啓発	ごみ減量対策課
民間団体等と連携した普及啓発活動	環境保全課
事業者間の交流・意見交換の場としての環境配慮事業者連絡会の開催	環境保全課

市民の取組

環境保全のボランティア活動に参加します

環境に関する講座や勉強会、イベントに積極的に参加します

環境情報の交換や共有を進め、活動のネットワークを広げます

環境に配慮した行動を実践します

事業者の取組

市が実施する環境施策に協力します

地域の環境保全活動への参加や支援を行います

民間団体の取組

環境保全に係る地域組織のネットワーク形成に積極的に参加・協力します

環境に関するボランティア情報を提供します

3 環境に関する情報の充実

環境について考えることや、環境保全行動を実践するためには環境情報が必要です。

環境に関する情報については、近年の環境意識の向上に伴い、書籍やインターネット、マスメディアにおいても、多くの情報が提供されていますが、これらの環境情報がより分かりやすい形で手軽に入手でき、多くの市民・事業者などが情報を共有でき、その情報が有効に活用されることが、環境保全活動の実践者の拡大につながります。

市では、これまでに市ホームページや市報等を通じた環境情報の提供や、エコダイラネットワーク*との連携により、市民版環境配慮指針*の普及・啓発や広報誌の配布など、環境情報の提供を行ってきました。

今後は、より多くの市民が、手軽に正しい環境情報が得られ、更には環境保全行動の実践につながっていくように、環境情報の収集と提供の充実を図ります。

施策の方向

環境施策

環境に関する情報の充実

環境情報の収集と提供の充実

環境施策の内容と各主体の取組

市の環境施策

■環境情報の収集と提供の充実

環境施策の内容	担当課
市報や市ホームページにおける環境に関する情報提供の充実	環境保全課 下水道課 ごみ減量対策課
環境に関する情報や教材等の収集と提供	環境保全課
市民向け環境広報誌の作成	環境保全課

市民の取組

環境に関する情報に関心を持ち、環境保全の行動や活動に生かします

事業者の取組

環境に関する情報に関心を持ち、環境保全活動に積極的に取り組みます

環境に関する情報を積極的に提供します

民間団体の取組

環境情報の積極的な収集と提供に努めます
